

議案第七十四号

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

港区立商工会館条例（昭和五十七年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「含む。」の下に「第九条第一項を除き、」を加える。

第九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区規則で定める付帯設備の使用料は、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において区規則で定める。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表付帯設備の部を削り、同表備考を次のように改める。

備考 午前とは午前九時から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは

午後五時三十分から午後九時までをいう。

付 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立商工会館条例第九条第二項及び第三項並びに別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

商工会館の付帯設備の使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。